

●香川県告示第148号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成27年4月24日から施行する。

平成27年4月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第1 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>(基本額)</p> <p>避難所設置費 1人1日当たり<u>320円</u></p> <p>(加算額)</p> <p>冬季（10月1日から3月31日までの間をいう。）については、別に定める額を加算する。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、<u>2,621,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,080円</u>以内</p> | <p>第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>(基本額)</p> <p>避難所設置費 1人1日当たり<u>310円</u></p> <p>(加算額)</p> <p>冬季（10月1日から3月31日までの間をいう。）については、別に定める額を加算する。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 略</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、<u>253万円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,040円</u>以内</p> |

とする。

エ 略

(2) 略

3 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

| 世帯区分 季別 | 世帯区分 | | | | | |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上の世帯 |
| 夏季 (4月1日から9月30日まで) | 18,300円 | 23,500円 | 34,600円 | 41,500円 | 52,600円 | 5人を超える人数1人につき、 <u>7,700円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額 |
| 冬季 (10月1日から3月31日まで) | 30,200円 | 39,200円 | 54,600円 | 63,800円 | 80,300円 | 5人を超える人数1人につき、 <u>11,000円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額 |

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 世帯区分 季別 | 世帯区分 | | | | | |
|------------|------|------|------|------|------|---------|
| | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上の世帯 |
| | | | | | | |

とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

| 世帯区分 季別 | 世帯区分 | | | | | |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上の世帯 |
| 夏季 (4月1日から9月30日まで) | 17,800円 | 22,900円 | 33,700円 | 40,400円 | 51,200円 | 5人を超える人数1人につき、 <u>7,500円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額 |
| 冬季 (10月1日から3月31日まで) | 29,400円 | 38,100円 | 53,100円 | 62,100円 | 78,100円 | 5人を超える人数1人につき、 <u>10,700円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額 |

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 世帯区分 季別 | 世帯区分 | | | | | |
|------------|------|------|------|------|------|---------|
| | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上の世帯 |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|--------------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|--|
| 夏季 (4月 1日から9月 30日まで) | 6,000円 | 8,000円 | 12,000円 | 14,600円 | 18,500円 | 5人を超える人数 1人につき 、 <u>2,600円</u> を5人世帯当りの額に加算した額 |
| 冬季 (10月 1日から3月 31日まで) | 9,700円 | 12,600円 | 17,900円 | 21,200円 | 26,800円 | 5人を超える人数 1人につき 、 <u>3,500円</u> を5人世帯当りの額に加算した額 |

(4) 略

4・5 略

6 略

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物により行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり567,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 略

イ 略

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,200円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,500円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円

| | | | | | | |
|--------------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|--|
| 夏季 (4月 1日から9月 30日まで) | 5,800円 | 7,800円 | 11,700円 | 14,200円 | 18,000円 | 5人を超える人数 1人につき 、 <u>2,500円</u> を5人世帯当りの額に加算した額 |
| 冬季 (10月 1日から3月 31日まで) | 9,400円 | 12,300円 | 17,400円 | 20,600円 | 26,100円 | 5人を超える人数 1人につき 、 <u>3,400円</u> を5人世帯当りの額に加算した額 |

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物により行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

(4) 略

9 略

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については208,700円以内、12歳未満の者については167,000円以内とする。

(4) 略

10 略

11 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア 略

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

12 略

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,300円以内とする。

(3) 略

13 略

第2 略

1 略

(1) 略

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,100円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,400円以内。

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,600

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については206,000円以内、12歳未満の者については164,800円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによるものとする。

ア 略

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,200円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

(3) 略

13 略

第2 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度

1 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,000円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,700円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,800

円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,200円以内
オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,400円以内
カ 大工 1人1日当たり 19,400円以内
キ 左官 1人1日当たり 19,300円以内
ク とび職 1人1日当たり 19,200円以内

(2)・(3) 略

2 略

円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,600円以内
オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,600円以内
カ 大工 1人1日当たり 18,500円以内
キ 左官 1人1日当たり 18,300円以内
ク とび職 1人1日当たり 17,400円以内

(2)・(3) 略

2 略